国民年金保険料 学生納付特例制度

成人された学生の皆さんへ 保険料の支払いを社会人になってから 後納できる特例制度のご案内です

国民年金に加入されている方で、学生の方には 「学生納付特例制度」があります。これは、在学中 に本人の前年所得が一定以下のとき、国民年金保 険料の納付がいったん全額猶予され、卒業後に納 めることができる制度です。猶予された保険料は、 10年以内であればさかのぼって納めることが可能 です。さかのぼって納めなかった場合は、年金を 受けるための資格期間には算入されますが、年金 を受け取る金額には反映されません。なお、学生 納付特例期間中の障害や死亡といった不慮の事態 には、障害基礎年金または遺族基礎年金を受け取 ることができます。

申請は毎年度必要となります。卒業するまで学 生付納特例制度の適用を希望される方は、毎年忘 れずに申請を行ってください。

■対象者

学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、 専修学校及び各種学校等の学生・生徒で、学生本 人の前年所得が一定以下の方。

※一部の学校及び海外の大学等の学生については 学生納付特例制度が適用できません。その場合、 「納付猶予制度」(※本人及び配偶者の前年所得が 一定以下)をご利用ください。

■必要書類

- ・学生証(写し可)または在学証明書
- ・年金手帳(20歳になった時に初めて国民年金の 資格を取得され、資格取得届を同時に出す場合は 不要)
- ・認印(学生本人が申請する場合は不要)

■申請方法

必要書類を持参し、役場保険年金課で申請 ※平成28年度すでに承認を受けている方は、3月 下旬に日本年金機構から免除申請のハガキが送付 されますので、必要事項を記入し返送ください。(平 成29年度の申請となります)

¥金についてのご相談は ねんきんダイヤルへ

2 0570-05-1165

NEWS

ご利用ください 学生制度

境町医療費助成事業

家庭の負担を減らすために 高校生と20歳までの学生が利用できる 医療費助成制度をぜひご利用ください

町では、少子化対策の充実及び子育て家庭への 支援として高校生及び 20 歳までの学生に保険診 療分の一部負担金の助成を行っています。

■内 容

病気やケガ等で医療機関において診療を受けたと き、健康保険適用内の自己負担分の一部を助成し ます。

■対象者

高校生

20 歳までの学生 (大学及び専門学校等) 所得制限あり

■外来自己負担額

医療機関ごとに1日600円,月1,200円限度

■入院自己負担額

1日300円、月3,000円を限度

■申請に必要なもの

健康保険証、金融機関の預金通帳、印鑑(認印)、 学生証 (19歳及び20歳の方)



詳しくは役場保険年金課へお問合せください ☎81-1306(平日8:30~17:15)



全国5台のうち、1台が境町へ配備!!

▶消防車両の説



▲引渡式に参加された皆さん

全国

プ自動

がある消防団の役地域密着性や大いことのできないのできない 充実強化や速 いて

別より、境町が東面玄関前に. 対応や災害の人な被害を 引渡

域 防 災 の 力 を強化 防 車

17 Sakai town news

防

車

両

無

償

貸